

総務建設常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成26年1月30日 午前10時20分 開会 午前11時23分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	渡辺順子委員長 吉川重雄副委員長 高橋英俊委員 二宮加寿子委員 三澤龍夫委員 関 威國委員 鈴木京子委員 奥津勝子議長
4 傍聴議員	坂田よう子議員 片野哲生議員 高橋富美子議員 竹内恵美子議員 清水弘子議員
5 説明員	中崎町長、栗原副町長、 二挺木政策総務部長、大槻総務課長、小林副主幹兼総務法制係長、 二挺木都市建設部長、荒巻都市計画課長、 作古副課長兼開発指導係長、小瀬村副技幹兼都市計画係長 仲手川産業環境部長、岩田産業観光課長、 二宮消防長、土方消防総務課副課長兼予防係長
6 職務のため出席した職員	局長 飯田 隆 書記 増尾 克治
7 協議等の事項	<p>(1) 大磯町消防長及び消防署長の資格を定める条例について</p> <p>(2) 大磯町長等の給与に関する条例及び大磯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>(3) 大磯町みどり基金条例の一部を改正する条例について</p> <p>(4) 台風26号に伴う高来神社参道緑地の折れ枝による損害賠償について</p> <p>(5) 旧島崎藤村邸広場の倒木に伴う被害について</p> <p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大磯駅手数料条例の一部改正について ・旧吉田茂邸の再建に係る平成26年度神奈川県との年度協定について
8 その他	一般傍聴者 なし

(1) 大磯町消防長及び消防署長の資格を定める条例について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第3次一括法)における「消防組織法」の改正に伴い、「大磯町消防長及び消防署長資格を定める条例」を制定することについて、担当課(総務課)から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

資料の制定内容として、1点目の条例制定の考え方については、改正後の消防組織法第15条の規定により、消防長及び消防署長の資格については政令で定める基準を参酌して、市町村の条例で定めることとなった。これを受けて新たに国が示した資格基準(参酌基準)を参酌して、大磯町の消防長及び消防署長の資格基準を条例で定める。

2点目の基準対比表の消防長の資格基準については、第1号として「本町の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職その他これと同等以上と認められる職に1年以上あったもの」、第2号として「本町の行政事務に従事した者で、規則(大磯町職員の職の設置等に関する規則)に規定する部長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったもの」、第3号として「本町の行政事務に従事した者で、規則に規定する課長の職その他これと同等以上と認められる職に4年以上あったもの」として規定する予定である。

次に、消防署長の資格基準については、「消防署長の資格は、本町の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防指令以上の階級に1年以上あったもの」として1項目を規定する予定である。

3点目の条例の構成は、第1条に「趣旨」、第2条に「消防長の資格」、第3条に「消防署長の資格」を規定し、施行日を平成26年4月1日の予定としている。

なお、本議題は議案として提出される予定であるため、特に確認したい事項について質疑を行った。

◎主な質疑

問. 新条例は本来、委員会付託としているが、この条例内容では本会議で審議することとしてよいのではないか。

答. 新条例の取扱いについては、議会運営委員会で決定する。

(2) 大磯町長等の給与に関する条例及び大磯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

副町長及び教育長の給与等の減額措置を取りやめるため、大磯町長等の給与に関する条例及び大磯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正することについて、担当課(総務課)から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

町長、副町長、教育長の給与については、給与等諸手当を半額にするという中崎町

長の選挙公約により、平成 23 年 3 月に町長、副町長、平成 23 年 6 月に教育長の給与条例の改正を議会で認めていただいた。副町長、教育長については、給与等が半額という中で職責を担ってきたが、平成 26 年度からの副町長、教育長の大変な職責に対処するため、町長公約として議会で認めていただいた給与等半額の条例を元に戻す条例改正を行いたい。詳細は総務課長が説明する。

まず、1 点目は「大磯町長等の給与に関する条例」であり、現在の副町長の給料、地域手当及び期末手当について実施されている減額措置(100 分の 50 減額)を取りやめ、平成 26 年 4 月以降の給与の額を本則に定めるとおりとし、施行日を平成 26 年 4 月 1 日からとする予定である。

次に、2 点目は「大磯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例」であり、現在の教育長の給料、地域手当及び期末手当について実施されている減額措置(100 分の 50 減額)を取りやめ、平成 26 年 4 月以降の給与の額を本則に定めるとおりとし、施行日を平成 26 年 4 月 1 日からとする予定である。

改正による支給額の変動は、副町長の給与月額(給料+地域手当) 320,845 円が 641,690 円に、教育長の給与月額(給料+地域手当) 296,125 円が、592,250 円となる予定である。

なお、本議題は議案として提出される予定であるため、特に確認したい事項について質疑を行った。

◎主な質疑

意見. この議案は、すっきりしない議案であると思う。私は、人はきちっと働いて、その給与を受け取らなければならないということから、職員の給与削減にも一貫して反対してきた。そのため、町長等の給与削減の提案も当初反対したが、町長の公約を認めてほしい旨の熱心な答弁、町民に直接聞いた意見を踏まえ、町長公約である給与等の半額に対して政治判断により賛成した経緯がある。

今回、部長の副町長、教育長は大変な職責に当たるため元に戻したいとの説明に対し、町民がどのように思うか考えたときに、この段階で議案を提案することについては、もう一度考えてほしいという気持ちである。栗原副町長は、本当に激務であるとは思いますが、給与減額条例があることを承知で任に付いていると思う。教育委員の議案審議では、教育長が給与減額を承知しているのかという確認をすることはできなかったが、本当に、この議案に対して町民がどのように評価するのか考えてほしい。

(3) 大磯町みどり基金条例の一部を改正する条例について

「大磯町緑化の推進及びみどりの保全に関する条例」の施行に伴い、同条例による緑化等の助成費用に大磯町みどり基金を活用するために「大磯町みどり基金条例」を改

正することについて、担当課（都市計画課）から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

現在のみどり基金条例では、基金設置の趣旨（第1条）を、町に残された緑地を保全し、緑化の推進を図る事業の財源とするとし、基金を処分できる事業（第4条）を保存樹林等の存する土地の取得、② 緑化及び啓発活動、③ 取得した土地等の維持管理としている。

今回の条例改正の趣旨は、町は平成26年1月1日から、「大磯町緑化の推進及び緑の保全に関する条例」（緑化条例）を施行し、同条例に基づき緑化の推進に関する助成、緑の保全に関する助成を行うこととしているが、助成財源として「大磯町みどり基金」を活用することにより、より積極的かつ着実に緑化条例の目的を達成することができるためである。

改正の概要は、現行条例に規定する基金を処分できる3項目に「大磯町緑化の推進及び緑の保全に関する条例に基づく助成」の1項目を加え、緑化の推進に関する助成として「いけがき設置に関する助成」「シンボルツリー植栽に関する助成」について、緑の保全に関する助成として「保存樹木・保存樹林に関する助成」について、みどり基金の活用を図るものである。

なお、本議題は議案として提出される予定であるため、質疑はなかった。

（4）台風26号に伴う高来神社参道緑地の折れ枝による損害賠償について

台風26号により発生した町所有緑地（高来神社参道西側）の樹木折れ枝による隣接家屋への被害を賠償することについて、担当課（都市計画課）から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

事故の発生場所は、高麗2丁目の高来神社参西側に沿う細長い形状の緑地であり、被害状況は、平成25年10月16日の台風26号の強風により、町が所有・管理する高来神社参道緑地内のムクノキの枝が折れ、隣接家屋の雨樋、外壁、窓枠、バルコニーを破損したものである。

対応方針として損害賠償の額を定めることについては、復旧の緊急性を踏まえ専決処分して、被害者に対して早急な賠償を行った。賠償額は、被害状況における雨樋の交換、付け柱、手すりの交換、外壁、窓枠の塗装などに対する90万円であり、1月27日に賠償金の払いを完了している。

◎主な質疑

問. 賠償額の90万円は専門家による見積もりであり、被害者に弁償するのは当然であるが、恐らく町所有の緑地について普段の維持管理が行き届いていないために、このような被害が起きたのではないかと思う。町有地を管理する責任は非常に重いと思うが、町が所有する他の緑地でも起こり得る状況にあり、賠償金を支払う

前の予防措置をしっかりと行うという点と、管理が行き届かないという部分の責任をどのように考えるか。

答. 緑地の管理については必要に応じて剪定等の委託を行っているが、今回の樹木は剪定は行っていない。台風が来ることが事前に予測される場合には、職員によるパトロール等を行い危険な樹木等の確認をしているが、今回は、樹木の枝等が枯れている状況ではなかったために予測することができなかった。今後、危険と思われる樹木の剪定を優先的に行い、このような被害が起きないように注意していきたい。

問. 町が購入した緑地であるため、所有者として管理責任は発生する。台風でなくとも枝が折れる時もあるため、町として普段からしっかりと管理をしてほしい。樹木は生き物であり、成長している。そのような状況もしっかりと自覚して維持管理を行ってほしいし、維持管理が出来ない土地ならば売却等処分したほうがよい。普段から維持管理が出来ていれば、賠償金は20万円で済んだかもしれない。しっかりと維持管理を行ってほしいがどうか。

答. 台風26号は非常に強風ではあったが、この緑地は町が購入して管理している土地であり、その管理は重点的に行わなければならない箇所であると認識している。
今後、今まで以上に管理をしっかりと行っていきたいと考える。

問. 先ほどみどり基金条例の説明があったが、みどり基金条例では取得した土地の維持管理に使用できることになっている。予防的管理のために基金を使用していない結果、このような被害が起きることになる。維持管理が行われていた結果、予想できない台風や大雨による被害であればやむを得ないと思う。その辺をしっかりと実施してほしいがどうか。

答. 緑地のみならず、他の公園等の公共施設を含め、今まで以上にしっかりと管理していきたい。

問. 高来神社参道は、以前にも松の巨木が倒れたこともあり、風の通り道であることから維持管理には特段の配慮が必要であったと思うが、次の点について伺う。

1点目として、この90万円の賠償金額は、直接、修繕する事業者を支払われる額なのか。2点目は、専決したというのは予備費から支払ったのか。3点目は、枝が折れた樹木の対応はどのようにしたのか。

答. 1点目については、被害者立会いのもと修繕箇所を確認し、被害建物を建築したハウスメーカーの見積りに基づき、90万円を賠償金額として所有者からハウスメーカーに支払った。2点目の賠償金の支払いについては、予備費から充当した。3点目の樹木の対応については、樹木自体は残し、折れた枝の部分と枯れ始めた枝等を切り落としたという状況である。

問. 賠償金の見積りについて、相見積りは行わなかったのか。また、本件とは関係ないが、町有道路が凸凹により怪我をした場合に賠償の対象となるのか。

答. 見積りは、被害者側から建築ハウスメーカーによる修繕の希望があったことに

より、相見積りは行っていない。

答. 町管理道路における怪我については、状況により町責任が発生する可能性もあるため、判断に当たっては加入する保険の適用、弁護士への相談等の対応により考えることとなる。

問. 被害者とハウスメーカーの話による賠償額ではなく、町とハウスメーカーとの交渉による賠償額でなければならないのではないか。

答. 町は被害者と賠償の妥結をしなければならぬため、妥結条件について協議を行い、原状回復の修繕見積りの提出を受けた上で、被害者、ハウスメーカーと内容の精査を行い示談としている。

問. 町はまず、ハウスメーカーに確認をして原状回復の見積りを求め、万全な対応で被害者の了解を得るという対応なのではないか。行政側の責任として、自ら出向き対応する姿勢が必要と思うがどうか。

答. 被害が確認された時点で、被害者からの連絡の前に町側から被害者宅に出向き、交渉、協議を行っている。

問. この損害額は保険会社が対応したのか。

答. 被害者に対する損害金 90 万円については、町で加入する損害賠償保険の保険会社が損害額の見積り内容を確認の上、同額を町に支払うことになっている。

問. 大磯の地勢から町有地全ての樹木を管理することは、大きな予算も必要であり出来るものではないが、その時点で選択できる範囲で、出来る限り対処するという立場であり、今回の賠償手続きも、保険会社が入った中での町の対応であった。

町として維持管理を実施するというのであれば、隣地に面する町有地の樹木について、一定の時期に一斉にチェックするという方法でなければ大変であると思う。その方法を試行してほしいがどうか。

答. 町は非常に広い面積の緑地を所有しており、十分な管理が出来ていないのが現状である。しかし、このような被害が度々発生するのは問題であるため、住宅地付近の緑地については、重点的に点検や手を入れる等、また、みどり基金取り崩しによる費用充当などにより、出来るだけ点検をして被害が起きないように対応していきたい。なお、今回は、町としても予測できない台風被害であり、高来神社参道の樹木も根こそぎ倒れたという被害発生状況でもあった。

このような被害が多くなる中で質疑の視点は大事であるが、専決処分について議会に説明する場合には、内容が理解できるよう把握している範囲でしっかり説明しよう委員長から指示があった。

(5) 旧島崎藤村邸広場の倒木に伴う被害について

台風 26 号により発生した旧島崎藤村邸広場の倒木による隣接地倉庫への被害を賠償することについて、担当課（経済観光課）から資料に基づき説明があった。説明概要は次のとおりである。

事故の発生場所は、東小磯の旧島崎藤村邸の道を挟んだ向かい側にある広場であり、被害状況は、平成 25 年 10 月 15 日から 16 日にかけての台風 26 号の強風及び雨により、町が所有・管理する旧島崎藤村邸広場のクスノキが倒れ、隣接地の倉庫（物置）を破損したものである。

対応方針として損害賠償の額を定めることについては、復旧の緊急性を踏まえ専決処分して、被害者に対して早急な賠償を行った。賠償額は、被害状況に対する 10 万 8,591 円であり、1 月 27 日に賠償金の払いを完了している。

◎主な質疑

問. 災害が平成 25 年 10 月、支払いが平成 26 年 1 月 27 日であるが、被害者に対してもう少し早い対応ができなかったのか、保険会社との手続き等の状況を教えてほしい。

答. 期間を要したのは保険手続きの関係もある。一般的な自然災害は保険の対象とされない部分が多いが、事実の認定、弁護士を交えた交渉を重ねたことにより時間を要し、結果として 1 月となった。

問. 町の姿勢として、保険の有無に関わらず支払うものは支払い、その後に保険の対応を考えることも出来たと思うがどうか。また、こちらも専決処分という非常に特定の行為であると思うが、予備費対応としたのか。

答. 本来、地方自治法で損害賠償額の決定は議会の議決により確定するため、支払額の妥当性に慎重な対応が求められる。そういう点から、町として弁護士、保険会社など専門家の判断を受けること等が必要となる。今回、保険の認定に当たり、町の責任が確定したために専決処分の手続きを行った。なお、損害賠償の確定の判断については、町職員のみによる判断は非常に厳しいと考えている。

問. 倒れた樹木の処理費用は損害賠償とは別に要していると思うが、その費用は幾らなのか。

答. 撤去費用は損害賠償額とは別であり、10 月 17 日に撤去を行い、9 万 1,350 円である。

(6) その他

町側から 2 件の口頭報告があった。2 件の報告については、2 月 10 日の議員全員協議会において、再度、資料に基づき説明を行うため、本協議会では口頭報告によることとした。

●大磯町手数料条例の一部改正について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、「大磯町手数料条例」の一部を改正することについて、担当課（消防総務課）から口頭による説明があった。

1 月 29 日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が公布され、

施行は平成 26 年 4 月 1 日である。政令の改正に伴い、大磯町手数料条例に規定する危険物関係の手数料部分の改正が必要となった。改正内容は、大規模な危険物施設を設置する際の設置許可申請手数料及び完成時の検査に係る手数料の額を増額する内容となっている。この条例の改正は、3 月議会に提案を予定している。

●旧吉田茂邸の再建に係る平成 26 年度神奈川県との年度協定について

旧吉田茂邸の再建に係る神奈川県との年度協定について、担当課（産業観光課）から口頭による説明があった。

旧吉田茂邸の再建については、毎年、神奈川県と事業内容、事業の期間、事業費の負担額等について協定を締結している。来年度から旧吉田邸の建設が始まり、1 億円を超える大きな事業となるが、この協定は来年度予算の成立が前提となるため、成立した場合に議案として提案する。この協定の平成 26 年度の内容及び平成 25 年度の進捗状況については、2 月 10 日開催の議員全員協議会において資料に基づき、生涯学習課の担当部分と併せて説明する。

その他、委員からの意見は特になく、以上で総務建設常任委員会協議会を終了した。